

平成30年度決算に係る資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「本法」という。)が、平成19年6月22日に公布されました。本法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものです。

本法の第22条第1項では、公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないとされています。

当組合では、監査委員による令和元年8月19日の平成30年度雲仙・南島原保健組合病院事業会計決算に係る資金不足比率審査において、資金不足比率及びその算定基礎となる関係書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

その結果を、令和元年第1回定例会(令和元年10月28日開催)において報告しましたので、下記のとおり公表いたします。

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0

(備考)資金不足がないため「—」を記載。